

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="85 170 1341 227">個⑥103 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【記載要領等】</p> <p data-bbox="145 285 268 311">記載要領等</p> <p data-bbox="153 374 285 399">1 使用目的</p> <p data-bbox="167 436 1237 562">この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。</p> <p data-bbox="167 587 1237 765">本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。</p> <p data-bbox="153 848 477 873">2 記載に当たっての留意事項</p> <p data-bbox="161 909 1237 1290"> (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。 (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。 (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。 (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。 </p> <p data-bbox="167 1315 1237 1441">(注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。</p> <div data-bbox="203 1528 1237 1688" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。</p> </div>	<p data-bbox="1358 170 2623 227">個⑥103 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【記載要領等】</p> <p data-bbox="1424 278 1555 303">記載要領等</p> <p data-bbox="1432 367 1575 392">1 使用目的</p> <p data-bbox="1446 417 2543 542">この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。</p> <p data-bbox="1446 568 2543 745">本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。</p> <p data-bbox="1432 828 1767 853">2 記載に当たっての留意事項</p> <p data-bbox="1440 880 2543 1261"> (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。 (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。 (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。 (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。 </p> <p data-bbox="1440 1296 2543 1421">(注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。</p> <div data-bbox="1484 1508 2543 1669" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。</p> </div>